

【いじめに対する基本的な考え】

全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
 (「こども基本法」第1章第3条「基本理念」から)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。
 また、いじめを受けた児童生徒のみならず、いじめを行った児童生徒、観衆としてはやし立てたり面白がったりした児童生徒、周辺で傍観していた児童生徒を含む、全ての児童生徒の心身の健やかな成長の妨げとなるものである。

法律や条例上の「いじめ」に該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る中で、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの防止等においては、個々の教職員は当然のこと、児童生徒に関わる全ての者が、いじめに関する認識やいじめを防止することの重要性に関する理解を深めることが大切である。(「秋田県いじめ防止等の基本方針」から)

何人も、他人に対して、人種、信条、性別、性的指向(恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。)、性自認(自己の性別についての認識をいう。)、社会的身分、門地、職業、年齢、心身の機能の障害、病歴その他の事由を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
 (「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」から)

ぬくもり委員会(鳥海小学校)
 鳥海小中連携いじめ対策委員会
 ※構成員・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、(学年主任)
 該当担任、必要に応じてスクールカウンセラー、PTA三役、学校評議員等

*児童の意見を取り入れたり、地域、関係機関の参画を得たりした方針にしていく。

【いじめの未然防止】

- ① 豊かな体験活動等の充実と道徳教育の推進
 - ・豊かな体験の積み重ねや地域社会の行事の参加を通して児童の道徳性が養われるよう配慮する。そのことによって児童の豊かな情操や道徳心を培うとともに、個人の価値を尊重しながら自他の敬愛と協力を重んずる態度や、心の通う対人交流を行う能力の素地を養う。
 - ・第1学年・第2学年の「自分の特徴に気付くこと」や「自分の好き嫌いにとらわれずに接すること」、第3学年・第4学年の「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大事にすること」、第5・6学年の「よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じること」などの道徳的価値を、差別のない学級づくりに関連付けて指導する。
- ② 人権に関する理解を深めるための教育
 - ・児童自身が人権の意義や内容、重要性を理解するとともに、自他の人権や多様な価値観を尊重することができるようにする。
 - ・教職員自らの人権感覚を磨くとともに、教育活動全体に人権教育を適切に位置付ける。

【予防的対応と早期発見】

- ・いじめの早期発見のために、日々の健康観察、いごこちのよいクラスアンケート(年3回)、学校生活アンケート(年2回)の実施、児童との個人面談の設定(年3回)を活用する。「いじめ」を看過したり、軽視したりすることなく、判断を組織で行う。
- ・「相談室」や「保健室」等の相談場所として活用し、いつでも、だれでも、どんなことでも相談できる環境を保障する。
- ・学級以外でも委員会・クラブ・縦割り班・子ども会等様々な場面で全職員が児童に対してアンテナを高くし、気になることを共有し早期発見に努める。
- ・月1回の定例の職員会議には「子どもを語る会」を必ず設定し、児童一人一人について全校体制で情報を共有する。

【いじめに対する措置】

- ・いじめの発見、情報提供があった場合には、校長・教頭・生徒指導主事へ速やかに報告する。また、必要に応じて、ぬくもり(いじめ・不登校対策)委員会を開き、情報を共有するとともにその対応について協議する。
- ・いじめ被害児童又はその保護者への支援及び加害児童への対応は、ぬくもり委員会をもとに組織体制で行う。
- ・関係機関との連携、あるいは報告が必要な場合には教頭がこれに当たり、迅速な連携、報告に努める。

【保護者や地域、関係機関との連携】

- ・PTA参観日を活用したいじめについての話題提供
- ・地域との定期的な協議会や情報交換会(「学校運営協議会」や「PTA三役との情報交換会」)
- ・地域・保護者と連携した体験活動・・・多面的な児童理解、情報共有
- ・必要に応じたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭教育相談員等との連携